

# アスベスト調査・分析

建築物には下記のようなアスベスト調査が必要な場合があります！

- ①建物の解体や改修をする場合の規制
- ②使用中の建物に対しての規制
- ③建物の売買や貸借の場合の規制



## アスベスト調査

含有調査事業及び除去等事業について、地方公共団体より補助制度が設けられております。含有調査事業及び除去等事業を行うには「建築物石綿含有建材調査者」の関与することが条件となります。

弊社では、建築物石綿含有建材調査者が書面調査から最終報告まで責任を持って行います。

※補助制度は、地方公共団体によって変わります。

書面調査

現地調査

試料採取

## アスベスト分析

トレモライト等3物質を含む石綿6物質定性・定量分析を行っております。

定性分析:位相差顕微鏡法及びエックス線回折法

(定性分析には、2種類の分析法を併用します。位相差顕微鏡でアスベスト繊維が、3,000粒子中に4繊維粒子以上確認された場合、石綿含有と判定されます。)

定量分析:エックス線回折法(基底標準吸収補正法)

(エックス線回折装置によりアスベスト分析を行います。分析の結果、石綿の含有率が0.1%を超える場合、アスベスト含有とみなします。定性分析のエックス線回折法とは分析方法が異なります。)

分析

報告書

調査から分析まで、一連の調査をすべて弊社にて行うことが出来ますので、スムーズに調査が完了します！

## 業務内容

水質検査(排水・飲料水・浴槽水・プール水) 大気(ばい煙)・臭気・騒音  
振動・農薬・作業環境・材料分析・土壌分析・廃棄物・アスベスト分析・放射性物質分析



株式会社 環境計量センター